

副本

令和2年(ネ)第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌外19名

被控訴人 東京都

準備書面(2)

令和3年5月25日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

被控訴人指定代理人 石澤泰彦 

同 中村隼 

同 松岡史明 

目次

第1	令和3年2月15日付け求釈明申立書(2)の求釈明事項1	2
第2	令和3年2月15日付け求釈明申立書(2)の求釈明事項2	5
第3	令和3年2月24日鑑定意見書(1)(甲89)の求釈明事項	5

第1 令和3年2月15日付け求釈明申立書(2)の求釈明事項1

1 求釈明事項

被控訴人は、本件事業に関して、町田市との間で、基本協定書(甲12)に基づいて協議を実施し(同5条、7条、8条、9条、11条、15条)、別途「管理協定」を締結(同16条)し、また調整をしているはずであるが、各々、その時期及び内容、被控訴人のどの部局と町田市のどの部局が行ったのかについて、資料と共に明らかにされたい。

2 回答

(1) 基本協定書について

基本協定書(町田市金森六丁目1406番1外の地下に設置する調節池に関する基本協定書(甲12)をいう。以下同じ。)は、その地下(一部は地上)に本件地調節池が建設される訴外町田市が所有する土地(以下「本件予定地」という。)に関し、訴外町田市が本件調節池完成後に地上利用施設を設置することを前提に、本件予定地の利用関係、地上利用施設との調整等について合意をしたものである。

内容は、協定書の目的(1条)、本件調節池を設置する位置及び区域(2条、添付図面)、本件調節池の基本構造(3条)、土地の無償貸与(10条、12条)、河川区域(12条、13条)の基本的事項の他、事業費の負担・協議(4条、5条)、設計及び施工の分担・協議(6条ないし9条)、土地の利用に関する協議(11条)、苦情処理の分担・協議(14条、15条)、地上利用施設完成後の具体的な維持管理区分の関する管理協定の締結(16条)について規定するものである。

(2) 協議事項、管理協定の締結について

基本協定書は平成27年3月27日に締結されているところ、その時点で確定できない事項については、事業の進捗に合わせて、将来適当な時期に協議または管理協定を締結することとされた。以下、個別に述べる。なお、担当

部署はいずれも、被控訴人は建設局河川部、訴外町田市は担当部署（訴外町田市に照会されたい）である。

ア 事業費負担の協議（５条）

地下調節池整備事業（本件調節池及びこれに付帯する河川管理施設を設置する事業をいう。）に要する費用は被控訴人が負担すること（４条）を前提に、地上利用施設整備事業（地上利用施設を整備する事業をいう。）に要する費用は、原則として、原状復旧程度（旧西田スポーツ広場として利用されていた当時の、更地としての状況にまで復する程度）は被控訴人が負担し、これを超える地上利用施設の付帯施設等の設置に関する費用は訴外町田市が負担するとの基本的合意をした上で、「詳細は別途協議して決める」と定めるものである（５条）。

当該協議の時期は、地上利用施設整備事業の着手時までになされることが想定されるが、現時点で地上利用施設の詳細が決まっていないため、未実施である。

イ 設計及び施工の協議（７条、８条、９条）

（ア）河川管理施設である本件調節池の設計施工（地下調節池整備事業）は、河川法及び本件河川整備計画（甲１）に基づいて、被控訴人管理区間の河川管理者である被控訴人が行うものである（６条）。

地下調節池整備事業の実施に先立ち、平成２７年１０月から訴外町田市と設計協議を行っており、地下調節池施設の構造等を協議した後、平成３０年１２月に施工通知を提出している。

（イ）本件予定地は、従前、訴外町田市が普通財産として管理し、同地を第三者に貸し付けて「西田スポーツ広場」として諸活動に利用されていた。

本件調節池が地下に整備された後、地上利用施設整備事業が予定されており、そのことから本件調節池と地上利用施設相互の技術的調整が必要となることが予想される（７条）。

具体的には、訴外町田市において地上利用施設の具体的な計画（基本設計）を策定する段階で、本件調節池についての本体工との調整がなされることが想定されるが、現時点で地上利用施設の詳細が決まっていないため、未実施である。

また、地上利用施設整備事業の設計者及び施工者は被控訴人と訴外町田市が別途協議して定めるものとしているが（８条）、地上利用施設の詳細が決まっていないため、未実施である。

（ウ）地下調節池工事の設計・施工において、支障物等想定していない事象が発生した場合、対策方法や費用等の負担について速やかに協議するものとされているが（９条）、現時点では、支障物等想定していない事象が発生していないため、未実施である。

ウ 土地の使用の協議（１１条）

訴外町田市が、本件予定地において、本件調節池及びその付帯する河川管理施設の構造、機能及び管理に影響を与える可能性のある行為をなす場合は、予め被控訴人と協議しなければならないものとしているが（１１条）、現時点で訴外町田市から協議の申し入れはなく、未実施である。

エ 苦情処理にかかる協議（１５条）

地下調節池整備事業の実施に伴う第三者からの苦情の処理等は被控訴人が行うものとされる（１４条）。

地上利用施設整備事業の実施に伴う第三者からの苦情の処理等については別途協議して定めるものとされるが（１５条）、現時点で地上利用施設の詳細が決まっていないため、未実施である。

オ 管理協定の締結（１６条）

本件調節池及びこれに付帯する河川管理施設の管理は被控訴人が、地上利用施設及びこれに起因して必要となる設備の管理は訴外町田市が行うものとされ、具体的な維持管理の区分については、別途「管理協定」を締

結するものとされている（16条）。

当該管理協定の締結時期は地上利用施設の整備後であり、現在未実施である。

第2 令和3年2月15日付け求釈明申立書（2）の求釈明事項2

1 求釈明事項

被控訴人は、本件事業に関して、都市計画を管轄する部局（東京都都市整備局であると思われる。）と、河川管理を管轄する部局（東京都建設局であると思われる。）との間で調整をしたか否か。また、もし調整をしたのであれば、その時期及び内容について、資料と共に明らかにされたい。

2 回答

被控訴人準備書面(1)16頁記載のとおり、本件調節地は都市計画決定を経る必要がないものであるため、都市整備局とは調整していない。

第3 令和3年2月24日鑑定意見書（1）（甲89）の求釈明事項

1 「(1)」について

(1) 求釈明事項

東京都の都市計画決定を経ている他の調節池との関係で、なぜ本件調節池について都市計画決定しないのか、その判断基準と、判断を分けた理由について、具体的に明らかにされたい。

(2) 回答

ア 都市計画決定は必要な場合になされること

都市計画法11条1項は、「都市施設」について、「都市計画区域については、都市計画に次に掲げる施設を定めることができる」と規定し、必ず都市計画に定めなければならないとはしていない（被控訴人準備書面(1)（15頁及び16頁））。その趣旨は、都市施設の設置が計画されればその

区域内の土地利用を制限しなければ目的を実現できず、あるいは妨げられることとなる場合があるため、都市計画決定を経て、土地の利用を制限したり、強制的に権原を取得したりすることができるようにしたものである。

したがって、都市計画法 1 1 条 1 項の規定文言のとおり、都市施設は、都市計画区域内で必ずしも都市計画決定されるものではなく、必要と思われるものについてなされるものである。

イ 都市計画決定が必要な場合について

これまで被控訴人が調節池を設置するに当たって、都市計画決定を経ているのは、①被控訴人が予定する都市施設の予定地に被控訴人以外の者の所有地があり、将来的に円滑な用地取得を確実にしておく必要がある場合や、②都市計画により他の都市施設（上下水道といったインフラや地下鉄等）との調整をしなければ、設置を予定している都市施設の目的が実現できないような場合がある。

ウ 都市計画決定を必要とした調節池の理由

被控訴人は本件調節池の設置に際して都市計画法 1 1 条の規定に基づく都市計画決定を経していない一方で、例えば神田川・環状 7 号線地下調節池及び古川地下調節池等の設置に際しては、都市計画法 1 1 条の規定に基づく都市計画決定及び同法 5 9 条に基づく事業認可を経ている（本書面末尾添付の表の下線を付した調節池が該当する。）。

被控訴人が調節池の設置に当たり都市計画決定を必要とした事例について、以下述べていく。

(ア) 神田川・環状 7 号線地下調節池及び古川地下調節池（乙 6 2、乙 6 3）

神田川・環状 7 号線地下調節池（乙 6 2）及び古川地下調節池（乙 6 3）は、①設置予定地に民有地が含まれていたため、将来的に円滑な用地取得を確実にするとともに用地取得の必要性を周知しなければならなかった。

また②神田川・環状7号線地下調節池及び古川地下調節池は、主に地下トンネルと取水・排水立杭等で構成され、地下に設置されたトンネル内に洪水を貯留する施設形式(いわゆる地下トンネル式)である(乙64)。この施設形式は、道路や河川の下を縦断的に占有するものであったため、上下水道等のインフラとの干渉が起こりうることから、都市計画決定を経てインフラとの干渉を回避するよう事前に調整する必要があった。

(イ) 霞川調節池

上記(ア)②のような上下水道等のインフラとの干渉が起こりにくい場合であっても、例えば霞川調節池(乙65)は①設置予定地は民有地であり、将来的に円滑な用地取得を確実にし、かつ用地取得の必要性を周知しておく必要があるため都市計画決定を経ている。

エ 本件調節池は都市計画決定をする必要性がなかったこと

①本件調節池建設予定地は、訴外町田市が所有しているが、被控訴人は訴外町田市と協定を締結して権原を取得の上(第1の基本協議書(甲12)10条、12条)、本件調節池を設置するものであるから、用地取得の必要がない。

また②本件調節池建設予定地は同調節池の設置に当たって他の都市施設(上下水道といったインフラや地下鉄等)との干渉が考えにくい場所にあるため、都市計画決定により他の都市施設との調整をしなければ本件調節池の目的が実現できない場合に当たらない。

したがって、上記①及び②のいずれにも該当しないことから、本件調節池の設置に当たっては都市計画決定を経る必要がなかったものである。

2 「(5)後段」について

(1) 求釈明事項

町田市が都市計画を変更する前提として東京都も都市計画を変更する必要があるはずであるが、都は手続を踏んだのか。仮に手続をしていないとすれ

ば、その理由を明らかにされたい。

(2) 回答

そもそも被控訴人が変更しなければならない都市計画が具体的に何を指すか不明であり、回答することができない。

3 「(6)」について

(1) 求釈明事項

西田スポーツ広場の一部には、町田市指定の遺跡がある(指定0681号、金森十号)。埋蔵文化財発掘の手続が必要とされるが、この手続を済ませているのか否か、手続の内容及び時期も含めて、明らかにされたい。

(2) 回答

平成28年2月から3月にかけて遺跡試掘調査を行ったが、遺構・遺物は確認されなかった。その調査結果を同年3月、町田市教育委員会に報告したところ、同月、町田市教育委員会から本調査は必要ない旨の回答を得ている。

4 「(7)」について

(1) 求釈明事項

境川について「流域水害対策計画」が策定されていない理由を明らかにされたい。

(2) 回答

境川の流域水害対策計画については、平成28年に流域縣市と共同して河川整備計画と同じ内容を取り込んだ素案を策定し(乙39)、パブリックコメントも実施して手続を進めているところである(なお、令和2年2月17日付け1審被告準備書面(10)5頁及び6頁を参照されたい)。

以 上

【調節池と都市計画】

調節池名	設置場所	敷地面積	貯留量	完成年度 (和暦)	完成年度 (西暦)	決定の理由		分類	施設名(公園名)等	従前用地状況	他事業調整
						①地事業と の調整	②用地取得 の必要				
2 石神井川 芝久保調節池	西東京市	10,000	11,000	S55	1980	○	都市計画決定あり	公園			
3 石神井川 南町調節池	西東京市	8,000	12,000	S55	1980	○	都市計画決定なし	公園			
5 善福寺川 和田堀第二調節池	杉並区	5,100	2,500	S66	1981	○	都市計画決定あり	公園			
6 善福寺川 和田堀第一調節池	杉並区	3,900	3,000	S66	1981	○	都市計画決定あり	公園			
4 石神井川 向台調節池	西東京市	30,000	81,000	S68	1983	○	都市計画決定あり	公園			
9 野川 野川第一調節池	小金井市	14,800	21,000	S68	1983	○	都市計画決定あり	公園			
12 白子川 比丘尼橋上流調節池	練馬区	22,000	34,400	S60	1985	○	都市計画決定あり	公園			
15 妙正寺川 妙正寺川第一調節池	新宿区・中野区	11,000	30,000	S61	1986	○	都市計画決定あり	公園			
16 妙正寺川 北江古田調節池	中野区	15,600	17,000	S61	1986	○	都市計画決定あり	公園			
10 野川 野川第二調節池	小金井市	16,900	28,000	H1	1989	○	都市計画決定あり	公園			
22 目黒川 船入堀調節池	目黒区	2,900	55,000	H2	1990	○	都市計画決定あり	公園			
24 柳瀬川 金山調節池	清瀬市	31,500	46,000	H5	1993	○	都市計画決定あり	公園			
17 妙正寺川 落合調節池	新宿区	9,600	50,000	H7	1995	○	都市計画決定あり	公園			
18 妙正寺川 妙正寺川第一調節池	中野区	11,300	100,000	H7	1995	○	都市計画決定あり	公園			
19 妙正寺川 上高田調節池	中野区	16,600	160,000	H9	1997	○	都市計画決定あり	公園			
11 野川 大沢調節池	三鷹市	43,100	90,000	H13	2001	○	都市計画決定あり	公園			
23 目黒川 荏原調節池	品川区	11,400	200,000	H13	2001	○	都市計画決定あり	公園			
13 白子川 比丘尼橋上流調節池	練馬区	15,400	212,000	H14	2002	○	都市計画決定あり	公園			
25 霞川 霞川調節池	清瀬市	13,300	88,000	H18	2006	○	都市計画決定あり	公園			
1 石神井川 富士見池調節池	練馬区	21,000	33,800	H19	2007	○	都市計画決定あり	公園			
7 善福寺川 和田堀第六調節池	杉並区	15,400	48,000	H19	2007	○	都市計画決定あり	公園			
21 神田川 神田川・環七地下調節池	中野区・杉並区	540,000	540,000	H19	2007	○	都市計画決定あり	公園			
20 妙正寺川 警宮調節池	中野区	10,000	35,000	H25	2013	○	都市計画決定あり	公園			
8 善福寺川 善福寺川調節池	杉並区	3,600	35,000	H29	2017	○	都市計画決定あり	公園			
26 古川 古川地下調節池	港区・渋谷区	135,000	135,000	H29	2017	○	都市計画決定あり	公園			
14 白子川 白子川地下調節池	練馬区	212,000	212,000	H30	2018	○	都市計画決定あり	公園			
27 黒目川 黒目橋調節池	東久留米市	14,000	221,000	H30	2018	○	都市計画決定あり	公園			
28 残堀川 残堀川調節池	立川市・昭島市	50,000	60,000	H30	2018	○	都市計画決定あり	公園			
29 善福寺川 和田堀公園調節池	杉並区	17,500	17,500	H30	2018	○	都市計画決定あり	公園			
30 神田川 下高井戸調節池	杉並区	30,000	30,000	H30	2018	○	都市計画決定あり	公園			
31 環七地下広域調節池(石神井区間)	中野区・練馬区	681,000	681,000	H30	2018	△	都市計画決定あり	公園			
32 石神井川 城北中央公園調節池(一期)	練馬区・板橋区	250,000	250,000	H30	2018	△	都市計画決定あり	公園			
33 野川 大沢調節池(規模拡大)	三鷹市	68,000	68,000	H30	2018	△	都市計画決定あり	公園			
34 境川 境川金森調節池	町田市	151,000	151,000	H30	2018	△	都市計画決定あり	公園			
35 境川 境川木曾草調節池	町田市	49,000	49,000	H30	2018	△	都市計画決定あり	公園			

○：都市計画決定あり ×：都市計画決定なし -：不明

決定の理由

(1)地事業と(2)用地取得の調整の必要

分類

施設名(公園名)等

従前用地状況

他事業調整

※従前の用地状況不明

※従前の用地状況不明

河川予定地指定※従前の用地状況不明(畑と思われる)

S66.12国土利用計画法に基づく土地売買届出あり

民間企業跡地を都・区・住宅都市整備公団で共同取得

中野区公園整備による設置(都の整備ではない)

河川敷地(広い河川区域が従前からあった)

※従前の用途不明(畑と思われる)

新宿区立落合公園

民間企業跡地(15妙正寺川第一と同じ)

中野区立上高田公園

三鷹市大沢第二グラウンド

在原有跡地

※従前の用地状況不明(畑と思われる)

民間用地取得

都立武蔵野公園

都立和田堀公園

道路用地(環七)の占用、神田川・善福寺川・妙正寺川取水施設は民間用地取得

都営鷺ノ宮アパート(住宅供給公社所管)

都立善福寺川緑地

養老橋下流右岸取水施設 民間用地取得

河川下縦断的にトンネル設置

道路用地(目白通り)の占用、

石神井川立坑付近民間用地取得

東久留米市下谷下水処理施設跡地

国営昭和記念公園

都立和田堀公園

旧東京電力グラウンド

杉並区が公園用地として取得(都市計画公園)

→杉並区が公園用地として取得(都市計画公園)

道路用地(環状七号線・目白通り)の占用

民地 地上権設定あり

都立城北中央公園

三鷹市大沢第二グラウンド

町田市立西田スポーツ広場

町田市境川クリューンセンター

地下鉄南北線交差に伴う調整

都市高速10号線(外郭環状)との目

白通り地下空間利用調整